

市有地売却 応募要領

先着順

- 受付開始日 平成29年1月5日（木）から
- 申込み受付 市有地売却業務委託者（株）まるよし産業
八戸市白銀一丁目5-11 TEL0178-33-3211

《 八戸市 総務部 行政管理課 》

1. 売却物件

物件番号	土地の所在	地目	面積	用途地域	建ぺい率 容積率	売却価格
1	大字湊町字上ノ山 37-1、37-2	宅地	217.50㎡ ※1	第二種中高層住 居専用地域	60% 160%	2,026,000円
2	大字湊町字上ノ山 52-1、52-2、52-3、52-6	宅地 ※2	225.00㎡ ※1	第一種住居地域	60% 160%	3,375,000円
3	大字湊町字上ノ山 56-9、56-10	宅地	209.43㎡	第一種住居地域	60% 160%	2,670,000円
4	大字白銀町字雷39-7(A)	宅地	249.68㎡ ※1	第一種低層住居 専用地域	50% 80%	5,455,000円
5	大字白銀町字雷39-7(B)	宅地	276.13㎡ ※1	第一種低層住居 専用地域	50% 80%	6,033,000円
6	大字白銀町字三島下80-17	雑種地	1,193.00 ㎡	工業地域	60% 200%	14,316,000円
7	大字白銀町字三島下80-19	雑種地	290.00㎡ ※1	工業地域	60% 200%	3,480,000円
8	南郷大字市野沢字山陣屋 9-43	宅地	425.98㎡	都市計画区域外	—	2,134,000円
9	城下二丁目18-4	宅地	285.09㎡	準工業地域	60% 200%	1,724,000円
10	新湊一丁目2-1	宅地	263.94㎡	第二種中高層住 居専用地域	60% 200%	5,278,000円
13	売市三丁目15-15	宅地	124.88㎡	第一種中高層住 居専用地域、第 一種住居地域	60% 200%	2,122,000円
14	売市四丁目22-13	宅地	176.73㎡	第二種中高層住 居専用地域	60% 200%	5,566,000円
15	売市四丁目23-5	宅地	193.20㎡	第二種中高層住 居専用地域	60% 200%	6,762,000円

※1 落札後に測量（分筆）するため、地番、面積が変わる可能性があります。

※2 現在の登記地目は公衆用道路ですが、分筆時に地目変更します。

※ 全て現状有姿による引渡しです。現地説明会は行いませんので、必ず現地を確認してください。

※ 物件番号11、12は欠番です。

【問い合わせ先】

<p>市有地売却業務委託者 株まるよし産業 八戸市白銀一丁目5-11 TEL 0178-33-3211 FAX 0178-33-3255 (水曜定休)</p>

2. 売却の方法

- ・上記売却価格で売却します。
- ・最も早く申込みをした方に売却し、同一の日に複数の申込みがある場合は、抽選により決定します。

3. 申込み資格

個人又は法人が申込み資格者となります。ただし、次に掲げる者は申し込みできません。

- ① 成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日制定）第2条第3号に掲げる者
- ④ 市有地の売却において、落札者又は買受人としての地位を失った日から2年を経過していない者

4. 禁止用途

風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供する目的の場合は申し込みできません。

5. 申込みに必要な書類

- (1) 普通財産買受申込書 1通
- (2) 印鑑登録証明書（申込日前1か月以内に発行されたもの） 1通
- (3) 身分を証する書類（申込日前1か月以内に発行されたもの） 1通
 - ・個人の場合 本籍地の市町村長が発行した身分（身元）証明書
（外国人の場合は、住民票の写し）
※ 決定した場合は、所有権移転登記のために住民票が必要となります。
 - ・法人の場合 法人登記事項証明書
- ※ 連名（共有）による申込みの場合は、構成者全員分の印鑑登録証明書と身分を証する書類が必要です。
- ※ 売買契約や所有権移転登記は、参加申込書の記載名義で行います。
- (4) 誓約書（暴力団排除措置） 1通

6. 申込みの受付

- (1) 受付開始 平成29年1月5日（木）から
※平成29年度市有地売却一般競争入札公募開始前日まで受付は継続します。
希望する物件の売却状況については、下記申込先にお問い合わせください。
- (2) 申込み方法等
 - ① 普通財産買受申込書に必要な事項を記入、実印を押印の上、印鑑登録証明書と身分を証する書類を添えて下記に提出してください。
 - ② 持参する場合は、平日の午前8時15分から午後5時までにお越しください。
 - ③ 郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留で送付してください。書類に不備がある場合は、受け付けできません。

【申込先】

市有地売却業務委託者 株まるよし産業 八戸市白銀一丁目5-11 Tel 0178-33-3211 FAX 0178-33-3255 (水曜定休)

7. 買受人の決定方法

各物件への申込みが1件の場合は、書類選考により買受者を決定し、文書で決定した旨を通知いたします。また、同日に複数の申込みがあった場合には抽選を行い、買受者を決定します。

※ 抽選会を開催する場合は、別途連絡の上実施します。

※ 抽選会では、買受者のほかに補欠者（買受者が買受けを辞退した場合に、繰上げ買受人となる方）を決定します。

8. 契約の締結、売買代金の納付等について

- (1) 買受者には、決定の日から15日以内に契約を締結していただきます。
期限までに契約を締結されない場合は、権利を失うことになります。
- (2) 契約締結の際には、契約金額の全額、又は10%以上の金額を契約保証金として納付していただきます。全額納付以外の場合の残額は契約日から1か月以内に納付していただきます。
納付に当たっては、市が発行する納入通知書により指定金融機関に納付していただきます。
- (3) 買受者が契約を履行しない場合、契約保証金は返還いたしません。
- (4) 契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担となります。

9. 所有権の移転等

- (1) 売買代金全額が納付されたときに所有権が移転し、同時に引き渡すものとします。
- (2) 土地の引渡しは、現況のままで行います。
- (3) 所有権移転登記の手続きは、売買代金を完納し、登記に必要な書類等の提出後、市が行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

10. 契約上の主な特約

- (1) 売買契約では、契約締結の日から5年過ぎるまでの期間については、以下の事項に関することが禁止されます。
 - ・風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けること。
- (2) 上記の特約に違反した場合には、売買代金の3割に当たる金額を違約金として、市に支払っていただきます。

11. その他

- (1) 売却業務の一部を民間業者に委託して実施していますので、仲介手数料については売却業務委託業者に確認してください。
- (2) 申込みは持参か郵送以外の方法（FAX、Eメール等）では受け付けしません。
- (3) 郵送の場合の郵便トラブルによる損害等については、八戸市及び市有地売却業務委託者は一切責任を持ちません。
- (4) 必要な書類等の様式は、行政管理課及び市有地売却業務委託者に備えてあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。